

生駒市教育委員会規則第6号

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月15日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び学校教育法施行細則の一部を改正する規則

(生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和31年4月生駒市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第18条中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第2条 学校教育法施行細則(昭和30年10月生駒市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(感染症発生時の報告)」に改め、同条第1項中「学校保健法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第19条」を「学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条」に改め、同条第2項中「学校保健法(昭和33年法律第56号)第12条」を「学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条」に改める。

第5条中「伝染病」を「感染症」に改める。

様式第1号中「伝染病発生」を「感染症発生」に、「学校保健法施行規則第19条」を「学校保健安全法施行規則第18条」に、「法第12条」を「学校保健安全法第19条の規定」に改め、同様式備考中「伝染病」を「感染症」に改める。

様式第3号中「伝染病」を「感染症」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。